

2021/4/1-2022/3/31

Misumi Co.,Ltd.



66

websites

<https://kk-misumi.jp/>

<http://opsia.jp/>

<https://misumi-store.net/>

証券コード：7441

株式会社Misumi

第66期 定時株主総会招集ご通知

新型コロナウイルス感染拡大防止のため
株主の皆様へお知らせがございます。
詳細は招集ご通知（1～2ページ）を
ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

開催日時 /

2022年6月23日（木曜日）

午前10時

開催場所 /

鹿児島市卸本町6番地12

鹿児島総合卸商業団地協同組合会館

オロシティーホール

決議事項 /

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
5名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

第5号議案 退任取締役に退職慰労金贈呈の件

株 主 各 位

2022年6月8日

(証券コード7441)

鹿児島市卸本町7番地20
株式会社 M i s u m i
代表取締役社長 平田 慶介

第66期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本年は、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、是非、事前の書面による議決権行使を行っていただきますようご理解とご協力をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月22日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 鹿児島市卸本町6番地12
鹿児島総合卸商業団地協同組合会館 オロシティーホール
3. 株主総会の目的事項
 - 報 告 事 項 第66期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類、計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
 - 第5号議案 退任取締役に退職慰労金贈呈の件

以 上

- ・本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://kk-misumi.jp/investor>）に掲載いたしますのでご了承ください。

新型コロナウイルスに関するお知らせ

<ご協力をお願い>

- ◇ 新型コロナウイルスの感染拡大防止と、株主様のご健康と安全を最優先とするため、本年は是非とも同封の議決権行使書用紙の郵送による議決権行使をご選択いただき、当日のご来場は見合わせていただきますようお願い申し上げます。

<当社の対応>

- ◇ 当社スタッフは、マスク着用にて対応させていただきます。
- ◇ 感染予防のため、会場内は座席の間隔を広げ、座席数を大幅に減らして運営いたします。
- ◇ ご来場の株主様へのお土産の配布は、中止とさせていただきます。
- ◇ 会場におきましては、受付前に検温をさせていただく場合がございます。検温の結果等により体調不良や感染が疑われる株主様には、ご入場をお断りする場合がございます。
- ◇ 本総会では、感染拡大防止の観点から議事の時間を短縮し、議場での報告事項及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。

なお、本株主総会の運営に変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
<https://kk-misumi.jp/investor>

(添付書類)

事業報告

〔自 2021年4月1日〕
〔至 2022年3月31日〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、個人消費・経済活動ともに大きく停滞することとなりました。ワクチン接種により人の流れも増加するなど回復の兆しが見られましたが、新たな変異株の感染拡大による景気回復の遅れやウクライナ情勢の影響による物価上昇が懸念され、厳しい状況が続きました。

このような状況の中で当社グループは、店舗における基本的な新型コロナウイルス感染症予防策(ワクチン接種・マスク着用・アルコール消毒・三密回避等)の徹底を継続するとともに、訪問による営業を自粛し、ダイレクトメールやチラシのポスティングをメインとした営業活動を行い、収益確保に努めました。

11月には農業事業として、鹿児島県始良市に完全人工光型植物工場「ミスミ野菜工場始良」を竣工し、水耕栽培による野菜の生産・販売を開始いたしました。

以上の結果、当社グループの主力事業であるエネルギー部門において、エネルギー関連商品の販売価格が上昇したことにより、当連結会計年度の売上高は612億66百万円(前期比16.7%増)となりましたが、利益面では、石油関連商品の仕入価格上昇に見合う販売価格への転嫁が図れなかったことで、経常利益は13億83百万円(前期比22.5%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は4億85百万円(前期比27.5%減)となりました。なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等の適用により、売上高は33億47百万円減少し、営業利益、経常利益はそれぞれ14百万円増加しております。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

【エネルギー】

「エネルギー」セグメントの石油部門では、入札案件の情報を迅速に収集し、効率的な入札への参加を実施することで販売数量の増加を図りました。採算の悪化していたセルフ24新栄SS(鹿児島市)を10月末で閉店いたしました。

ガス部門では、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、訪問による営業を自粛し、ダイレクトメールやチラシのポスティングをメインとした営業活動を行い、収益確保に努めました。

以上の結果、エネルギー関連商品の販売価格が上昇したことにより、売上高は471億45百万円（前期比23.3%増）となりましたが、利益面では、石油関連商品の仕入価格上昇に見合う販売価格への転嫁が図れなかったことで、セグメント利益（営業利益）は9億32百万円（前期比16.7%減）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は33億88百万円減少し、営業利益、経常利益はそれぞれ14百万円増加しております。

【ライフスタイル】

「ライフスタイル」セグメントのカルチャー部門では、話題作コミックの複数展開と在庫強化、児童書と季節商材の拡販を実施するとともに、アプリ会員の獲得を強化し、顧客の囲い込みを図りました。採算の悪化していたブックスミスミ加治木バイパス店（鹿児島県始良市）を9月末で閉店いたしました。

オプシアミスミでは、インスタグラム等のSNSを告知・宣伝媒体として活用し、販売促進に努めました。

以上の結果、売上高は78億53百万円（前期比2.4%減）、セグメント利益（営業利益）は1億60百万円（前期比38.9%減）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用による影響額は軽微であります。

【フード&ビバレッジ】

「フード&ビバレッジ」セグメントの外食部門では、主力形態であるKFCにおいて、店舗のリニューアルを進めるとともに、ロス削減によるフードコスト管理を徹底し、利益改善に努めました。また、地方自治体による営業時間の時短要請に応じた店舗の影響で売上高の減少が予想されましたが、前期から引き続きKFCのテイクアウト需要が多く、実施したキャンペーンが好調だったこともあり、売上高は前年をやや上回りました。11月には鹿児島県指宿市にKFC指宿店、3月には熊本市南区にKFC熊本富合店をオープンいたしました。

以上の結果、売上高は62億68百万円（前期比0.9%増）となりましたが、料率の変更に伴うロイヤリティの増加に加え、配達代行サービス導入に伴う手数料が増加したことから、セグメント利益（営業利益）は5億57百万円（前期比19.3%減）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用による影響額は軽微であります。

セグメント別の売上高の状況は、次のとおりであります。

(単位：千円、%)

区 分	第 65 期 2021年3月期		第 66 期 2022年3月期		前期比 増減率
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比	
エ ネ ル ギ ー	38,240,118	72.9	47,145,284	77.0	23.3
ラ イ フ ス タ イ ル	8,043,341	15.3	7,853,030	12.8	△2.4
フ ー ド & ビ バ レ ッ ジ	6,213,196	11.8	6,268,490	10.2	0.9
合 計	52,496,656	100.0	61,266,804	100.0	16.7

(2) 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は自己資金及び借入金によって調達しており、新株発行及び社債の発行による資金調達は行っておりません。

(3) 企業集団の設備投資の状況

当社グループでは、「販売の強化、流通の合理化及び業務の効率化」を基本戦略とし、当連結会計年度は、「エネルギー」セグメント、「フード&ビバレッジ」セグメントを中心に全体で13億93百万円の設備投資を実施いたしました。

「エネルギー」セグメントにおいては、販売の強化を目的に5億94百万円の設備投資を実施いたしました。主要な設備としては、鹿児島海上基地の改修工事に1億54百万円、ガス店舗のバルク及びガス供給設備に1億6百万円の投資を行いました。

「フード&ビバレッジ」セグメントにおいては、販売の強化を目的に6億36百万円の設備投資を実施いたしました。主要な設備としては、野菜工場の新築工事に3億19百万円、KFC熊本富合店の新設工事に1億44百万円、KFC指宿店の新設工事に43百万円の投資を行いました。

所要資金については、自己資金及び借入金により充当いたしました。

(4) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 63 期 2019年3月期	第 64 期 2020年3月期	第 65 期 2021年3月期	第 66 期 2022年3月期
売 上 高	59,801,325	57,364,389	52,496,656	61,266,804
経 常 利 益	1,547,779	1,622,015	1,783,575	1,383,018
親会社株主に帰属する当期純利益	813,288	511,331	669,165	485,187
1株当たり当期純利益	134円76銭	84円85銭	112円85銭	83円95銭
総 資 産	35,673,556	34,641,385	34,687,474	36,049,146
純 資 産	16,697,349	16,717,746	17,460,701	17,429,581
1株当たり純資産	2,726円49銭	2,733円68銭	2,967円04銭	2,968円41銭

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第66期の期首から適用しており、当連結会計年度に係る財産及び損益の状況につきましては、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 63 期 2019年3月期	第 64 期 2020年3月期	第 65 期 2021年3月期	第 66 期 2022年3月期
売 上 高	57,718,849	55,258,463	50,465,406	59,211,402
経 常 利 益	1,462,848	1,543,909	1,705,174	1,322,911
当 期 純 利 益	780,706	483,280	642,893	467,162
1株当たり当期純利益	129円36銭	80円19銭	108円42銭	80円83銭
総 資 産	34,966,835	34,055,466	33,887,158	35,328,268
純 資 産	16,225,052	16,342,120	16,802,251	16,761,575
1株当たり純資産	2,690円80銭	2,716円52銭	2,902円98銭	2,904円38銭

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第66期の期首から適用しており、当事業年度に係る財産及び損益の状況につきましては、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(5) 企業集団の対処すべき課題

当社グループの主力商品である燃料油・L P ガスの需要は、長期的な観点では少子高齢化や人口減少の影響に加え、環境意識の高まりから省エネルギーや次世代エネルギーの導入が推進されるなど、低炭素社会への移行が進み、需要は減少していくものと思われます。また、新型コロナウイルスが経済に及ぼす影響は大きく、工場の生産縮小や外出自粛による生活スタイルの変化等により、燃料油・L P ガスの需要の減少に更なる拍車をかけることが予想されます。さらに、米国との金利差による急激な為替変動やウクライナ情勢の影響は、借入利息の上昇や資材の高騰を招き、財政状態及び経営成績に悪影響を与えることが想定されます。

そのような状況の中で当社グループは、主力のエネルギー事業において、営業力の強化による燃料油やL P ガス等の業界内・地域内の販売シェアの拡大に努めるとともに、エネルギー供給会社ならではの視点とノウハウを活用し、様々な商品・サービスの提供を通して、お客様との関係性や信頼性の強化に努めてまいります。

また、その他の事業においても、新規出店や既存店のリニューアルを積極的に行うとともに、接客・サービスの更なる向上に努めてまいります。

さらに、全ての事業において、販売網の再編、キャッシュ・フロー重視の経営及び人材の確保・育成を継続的に伸展させることが肝要であると考え、事業拠点の見直しによる収益力の向上を図るとともに、人材育成による営業力の強化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 企業集団の主要な事業内容

当社の企業集団は、当社、子会社6社及び関連会社1社及びその他の関係会社1社で構成しております。

当社の企業集団は、「エネルギー」、「ライフスタイル」及び「フード&ビバレッジ」の各事業を行っております。

「エネルギー」は、主に石油・ガス関連商品の販売を行っております。「ライフスタイル」は、書籍、自動車、タイヤ及び住宅等の販売、複合商業施設の運営等を行っております。「フード&ビバレッジ」は、ケンタッキーフライドチキンの販売等を行っております。

(7) 企業集団の主要な営業所及び工場

当社

本社 鹿児島市卸本町

営業拠点 鹿児島支店、オプシアミスミ（鹿児島市）
Misumiショールームエコ住まい館（鹿児島市）、鹿屋オフィス
国分オフィス（鹿児島県霧島市）、宮之城オフィス（鹿児島県薩摩郡）
種子島オフィス（鹿児島県西之表市）、宮崎支店、都城支店
熊本支店、人吉支店、八代支店、福岡営業所（福岡県北九州市）

海上受入基地 鹿児島海上基地、宮崎海上基地
種子島海上基地（鹿児島県西之表市）、八代海上基地

L P ガス充填所 鹿児島充填所、鹿屋充填所、国分充填所（鹿児島県霧島市）
種子島充填所（鹿児島県西之表市）、宮崎充填所
志和池充填所（宮崎県都城市）、熊本充填所、人吉充填所
八代充填所、水俣充填所

容器検査工場 えびの容器検査工場

野菜工場 ミスミ野菜工場始良

営 業 店

県 名	部 門 別	店 舗 名	店舗数
鹿児島県	石油小売	南港SS、薬師SS、上荒田SS、Dr. Drive鹿児島卸団地店、七ツ島SS、Dr. Drive伊敷店、Dr. Driveセルフ城西通武町店、喜入基地前SS、あいらインター入口SS、Dr. Driveセルフ国分店、鹿屋札元SS、桜島サービスエリアSS、宮之城SS、セルフスカイラインSS、セルフ武岡台SS、セルフ与次郎SS、喜入SS	17
	ガス小売	ミスミガス南鹿児島店、ミスミガス北鹿児島店、ミスミガス南薩店、ミスミガス始良店、ミスミガス国分店、ミスミガス鹿屋店、ミスミガス志布志店、ミスミガス垂水店、ミスミガス湧水店、ミスミガス宮之城店、ミスミガス内之浦店、ミスミガス佐多店、ミスミガス種子島店	13
	オートガス	鹿屋オートガスSS、南栄オートガスSS、堀江オートガスSS、種子島オートガスSS	4
	カルチャー	ブックスマスミ七ツ島店、ブックスマスミ鹿屋店、ブックスマスミオプシア、misumiSTORE鹿児島	4
	自動車	プジョー鹿児島、コバック鹿児島堀江店	2
	外食	KFC南鹿児島店、KFC天文館店、KFC伊敷店、KFC七ツ島店、KFC城西店、KFCイオンタウン始良店、KFC鹿屋店、KFC国分店、KFC鹿児島吉野店、KFC川内店、KFCグランド伊集院店、KFC出水店、KFCイオン鹿児島店、KFC与次郎店、KFC指宿店	15
	ピザハット与次郎店、ピザハット伊敷店、ピザハット東谷山店	3	
	石窯パン工房Parassio伊敷ニュータウン店	1	

県名	部門別	店舗名	店舗数
宮崎県	石油小売	セルフ24大塚SS、Dr. Driveセルフ青葉町店、一ツ葉大橋SS、Dr. Driveセルフ24都城北店、都城中原SS、高原SS、セルフ小林SS、セルフ福島SS	8
	ガス小売	ミスミガス宮崎店、ミスミガス都城店、ミスミガス高原店	3
	オートガス	宮崎港オートガスSS、都城オートガスSS	2
	カルチャー	メディアミスミT S U T A Y A都城店、ブックスミスミ日向店	2
	外食	K F C花ヶ島店、K F C高千穂通り店、K F C南宮崎店、K F C都城店、K F C延岡店、K F C日向店、K F C宮崎大塚店、K F Cイオン都城店	8
熊本県	石油小売	熊本県庁前SS、セルフ託麻SS、熊本流通団地SS、小峯SS、Dr. Drive平成店、人吉SS、免田SS、セルフ人吉インターSS、人吉バイパスSS、石水SS、セルフアクアドーム前SS、スーパーセルフ人吉球磨SS、セルフ八代北SS、セルフ宇土SS	14
	ガス小売	ミスミガス熊本店、ミスミガス八代店、ミスミガス宇城店、ミスミガス人吉店、ミスミガス免田店、ミスミガス菊池店、ミスミガス玉名店、ミスミガス水俣店、ミスミガス芦北店	9
	オートガス	熊本オートガスSS、清水オートガスSS、水俣オートガスSS	3
	カルチャー	ブックスミスミ人吉店、misumiSTORE熊本	2
	自動車	コバック熊本インター店、コバック人吉球磨店	2
	外食	K F C東バイパス店、K F C健軍店、K F C浜線バイパス店、K F C清水バイパス店、K F C近見店、K F C大津店、K F C八代松江店、K F C人吉店、K F Cイオン天草店、K F Cイオンモール宇城店、K F C光の森店、K F Cイオンモール熊本店、K F C熊本富合店	13
大分県	外食	K F C大分今津留店、K F C別府亀川バイパス店、K F Cパークプレイス大分店	3
		ピザハット大分今津留店	1
福岡県	外食	K F C福岡南バイパス店、K F C徳力店、K F C福岡PayPayドーム店、K F Cトリアス久山店、K F C小倉競馬場店	5
合 計			134

(8) 企業集団の従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業別	従業員数 (名)
エネルギー	364 [254]
ライフスタイル	164 [118]
フード&ビバレッジ	74 [658]
全社 (共通)	50 [8]
合計	652 [1,038]

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
506 [1,029]	24 [△47]	40.3	13.2

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	出資比率 (%)	主要な事業内容
南九州トヨタタイヤ(株)	51.0	自動車用のタイヤの販売

(10) 主要な借入先及び借入額

(単位：千円)

借入先	借入残高
(株)三井住友銀行	2,493,750
(株)鹿児島銀行	2,476,250
(株)福岡銀行	1,228,314
(株)南日本銀行	995,000
(株)商工組合中央金庫	916,700

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 12,000,000株
- (2) 発行済株式総数 5,771,134株（自己株式329,369株を除く）
- (3) 株主数 344名
- (4) 上位10名の株主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
三 角 開 発 (株)	1,493	25.8
E N E O S ホールディングス(株)	779	13.5
住 友 生 命 保 険 (相)	332	5.7
(株) 三 井 住 友 銀 行	287	4.9
(株) 鹿 児 島 銀 行	287	4.9
T O Y O T I R E (株)	183	3.1
ミ ス ミ 取 引 先 持 株 会	175	3.0
(株) 福 岡 銀 行	141	2.4
(株) 商 工 組 合 中 央 金 庫	129	2.2
三 角 皓 三 郎	120	2.0

- (注) 1. 当社は自己株式329,369株を所有しておりますが、上位10名の株主からは除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役会長	三 角 皓三郎		
代表取締役社長	岡 恒 憲		
取 締 役	平 田 慶 介	第一事業本部長	
取 締 役	神 野 直 也	第二事業本部長	
取 締 役	上 村 俊一郎		南九州トーヨータイヤ(株) 代表取締役社長
取 締 役 (監査等委員)	濱 島 健 一		
取 締 役 (監査等委員)	末 吉 茂 樹		
取 締 役 (監査等委員)	山 口 亮		
取 締 役 (監査等委員)	神 川 洋 一		
取 締 役 (監査等委員)	東 清三郎		

- (注) 1. 取締役のうち山口亮氏、神川洋一氏及び東清三郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員会の体制は次のとおりであります。
委員長 濱島健一氏 委員 末吉茂樹氏、山口亮氏、神川洋一氏、東清三郎氏
3. 社内における情報収集や内部監査部門等との連携を強化し、監査等委員会の監査の実効性を高めるため、濱島健一氏及び末吉茂樹氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役神川洋一氏につきましては、証券会員制法人福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 2022年4月1日付で取締役の異動が、次のとおりありました。

氏 名	地 位 及 び 担 当	
	変 更 前	変 更 後
岡 恒 憲	代表取締役社長	代表取締役グループCEO
平 田 慶 介	取締役第一事業本部長	代表取締役社長
神 野 直 也	取締役第二事業本部長	取締役
上 村 俊一郎	取締役	取締役第一事業本部長

6. 取締役上村俊一郎氏は、2022年3月31日をもって南九州トーヨータイヤ(株)の代表取締役社長を退任しております。

(2) 取締役の報酬等の総額

① 当事業年度に係る役員報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く。)	176,175	176,175	—	—	6
取締役 (監査等委員)	16,127	16,127	—	—	6

- (注) 1. 上記報酬等の額には、使用人兼務取締役2名に支給した使用人給与と相当額13,223千円は含まれておりません。
2. 上記報酬等の額には、役員退職慰労引当金繰入額33,590千円を含んでおります。

② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務、在任期間の業績と成果及び貢献度等を総合的に勘案しながら適正な水準とすることを基本方針としております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は固定報酬としての基本報酬及び退職慰労金により構成しております。また、決定方針の決定方法は、2021年2月26日開催の取締役会にて決議しております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、監査等委員である取締役を含む取締役会で審議を行っており、取締役会も決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2020年6月25日であり、決議の内容は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額3億円以内と定め、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は取締役会の決議によることを定めております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名であります。また、監査等委員である取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2015年6月25日であり、決議の内容は、監査等委員である取締役の報酬額を年額3千万円以内と定め、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は監査等委員である取締役の協議とすることを定めております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名であります。

- ④ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については、監査等委員である取締役を含む取締役会で審議し、取締役会決議に基づき具体的内容の決定を一任された代表取締役岡恒憲氏が決定するものとしております。当該権限の一任は、各取締役の担当領域や職責の評価を行うのは代表取締役が最も適していると判断したためであります。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 口 亮	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、また、監査等委員会6回のうち6回に出席しており、必要に応じて、エネルギー分野を中心とした見識等に基づいた助言等の発言を行っております。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	神 川 洋 一	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、また、監査等委員会6回のうち6回に出席しており、必要に応じて、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコーポレート・ガバナンスに対する助言等の発言を行っております。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	東 清 三 郎	就任後に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、また、就任後に開催された監査等委員会4回のうち4回に出席しており、必要に応じて、金融やサービス業を中心とした見識等に基づいた助言等の発言を行っております。

② 社外役員の報酬等の総額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員)	7,145	7,145	—	—	4

(注) 上記報酬等の額には、役員退職慰労引当金繰入額395千円を含んでおります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

(単位：千円)

項 目	支 払 額
報酬等の額	27,900
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,900

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査契約の内容及び会計監査の職務遂行状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任または不再任の決定の方針につきましては、当社は特に定めておりませんが、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、またはその必要があると判断した場合には、監査等委員会は会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

決議の内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、複数の社外取締役で構成される監査等委員会を設置することにより、当社及びグループ会社の業務の適法・妥当かつ効率的な運営に資するとともに、取締役会の監査・監督機能の強化を図るものとする。
- ② 取締役会は、会社の経営管理の意思決定機関として、法令に定められた事項を協議決定するとともに、経営の基本方針及び業務執行に関する重要事項を決定あるいは承認し、業務の執行につき報告を受ける。
- ③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、取締役会決定事項に基づき業務を執行し、従業員の職務執行を監督するとともに、その経過及び結果を取締役に報告する。
- ④ 当社の役員・従業員は、重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、当社規程に従って報告する。
- ⑤ 代表取締役は、上記④で報告された事実についての調査を指揮・監督し、顧問弁護士と協議のうえ必要と認める場合適切な対策を決定する。
- ⑥ 当社における法令遵守上疑義のある行為等について、従業員が直接通報を行う手段を確保する。この場合、通報者に不利益がないことを確保する。
- ⑦ 重要な通報については、その内容と会社の対処状況・結果につき適切に役員・従業員に開示し、周知徹底する。
- ⑧ 監査等委員会は、内部監査部門を直轄する。内部監査部門は、監査等委員会の指示に基づき業務執行状況の内部監査を行い、その結果を監査等委員会及び代表取締役社長に適宜報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役は、当社及びグループ会社の株主総会並びに取締役会における議事録、稟議書、決算に関する計算書類、契約書等取締役の職務の執行に係る重要書類について、社内規程に基づき、各担当職務に従い適切に保管する。
- ② 資料の保管期間は最低10年間とし、監査等委員会及び会計監査人等の閲覧の要請に備える。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス、環境、災害、保安、品質及び販売などに係るリスクについて、それぞれの担当部署にて規程の制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者を定め対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、経営方針、経営会議、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役・執行役員等の職務分掌に基づき、代表取締役及び各業務担当取締役・執行役員に業務の執行を行わせる。
- ② 代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役・執行役員に業務執行の決定を委任された事項については、組織規程、権限規程等に定める機関または手続により必要な決定を行う。これらの規程は、法令の改廃・職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直す。
- ③ 代表取締役は、会社の組織を構築し、その効率的な運営とその監視監督体制の整備を行う。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制、並びに子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (ア) グループ会社の業務の執行状況その他重要な事項については、定期的に取り締役会等の重要な会議で報告を求める。
 - (イ) グループ会社に関する一定の事項については、当社の取締役会における承認を要するものとする。
 - (ウ) 内部監査部門は、グループにおける内部監査を実施または統括し、グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。内部監査の年次計画、実施状況及びその結果は、その重要度に応じ代表取締役及び監査等委員会等の所定の機関に報告する体制を構築する。
 - (エ) 当社グループにおけるリスク管理に関する重要な方針は、取締役会その他の重要な機関において決定するものとする。

- ② 子会社の取締役及び従業員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、並びに子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (ア) 当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、企業集団としての業務の適正と効率性を確保するために必要な、グループとしての規範、規則を関係会社管理規程類として整備する。
- (イ) 当社グループに属する会社間の取引は、法令その他の会社規範に照らし適切に取扱うとともに、グループ間における情報の伝達や業務において、ITを有効かつ適切に利用する。
- (ウ) 代表取締役及び業務執行を担当する取締役・執行役員は、それぞれの職務分掌に従い、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。
- (エ) 監査等委員が、監査等委員自らまたは監査等委員会を通じてグループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう、会計監査人及び内部監査部門との緊密な連携等適切な体制を構築する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項

- ① 内部監査部門は、必要に応じて監査等委員会の職務を補助する。
- ② 監査等委員会の職務を補助すべき従業員として、監査等委員会より要請があった場合、その要請に応じて人員を配置する。この場合、あらかじめ期間を定め、期間内は専任とし、かつ計数的な知見を十分に有する従業員とする。また、この場合の監査等委員会付き従業員は、監査等委員会の指示に従いその職務を行うとともに、グループ会社の監査役を兼務可能とする。また、監査等委員会の事務局となる。

(7) 前記(6)の従業員の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項、並びに当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 前記の監査等委員会付き従業員の独立性を確保するため、当該従業員の任命に係る事項は、常勤監査等委員の事前の同意をもって決定する。
- ② 内部監査部門及び監査等委員会付き従業員は、会社の監査業務を実施するが、グループ業務の執行に係る役職は兼務しない。
- ③ 監査等委員会付き従業員は、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

(8) 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員が監査等委員会に報告をするための体制、並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時状況の報告を行う。
- ② 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、以下に定める事項について、発見次第速やかに監査等委員会に対し報告を行う。
 - (ア) 会社の信用を著しく低下させたもの、またはそのおそれがあるもの
 - (イ) 会社の業績に大きく悪影響を与えたもの、またはそのおそれがあるもの
 - (ウ) 社内外へ環境、安全、衛生または製造物責任に関する重大な被害を与えたもの
 - (エ) 規程違反で重大なもの
- ③ 当社グループにおける法令遵守上疑義のある行為等に関して従業員が直接行った重要な通報については、その内容と会社の対処状況・結果を常勤監査等委員にも報告する。また、当該通報及び報告に際し、通報者を不利な取扱いから保護するための手続を整備するとともに、社内規程により不利な取扱いを禁止する。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について費用の前払等の請求をしたときは、監査等委員の職務に必要なでない場合を除き、その費用を負担する。監査等委員会が独自に外部の専門家を利用する場合の費用についても同様とする。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、独自に意見形成するため、外部法律事務所と連携する。また、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を活用する。

(11) 反社会的勢力による被害を防止するための体制

- ① 当社及び当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、不当な要求や取引については毅然とした姿勢で対処するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。
- ② 反社会的勢力からの不当な要求等の問題が発生した場合は、社内の適切な部署及び機関における情報の共有を図るとともに、必要に応じて顧問弁護士や警察及びその関係者等外部専門機関と連携し、組織全体で対応する。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループは、財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、財務報告に係る内部統制の体制の構築、運用、評価を行うこととする。

体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

内部統制システム全般

当社グループでは、社長を委員長とする内部統制委員会が制定した「内部統制整備方針」に基づき、財務報告に係る内部統制を中心に体制の整備及び運用を行っております。内部統制委員会の各担当者は、毎事業年度に立案する評価計画を基に内部統制の整備・運用状況の評価を行い、監査等委員会直属の内部監査部門が、通常のグループ内部監査と合わせてその検証や確認を行っております。

内部統制委員会による内部統制の評価状況や、運用上検出された問題点・リスク及びその対応状況は、内部監査部門の確認を経て、定期的に監査等委員を含む取締役会に報告しております。また、内部監査部門による内部監査の結果は、適宜社長及び監査等委員まで報告されております。

取締役会では、重要な職務に関する意思決定や当社及び子会社の月次の業績報告等がなされており、当事業年度は17回開催いたしました。監査等委員会は、社外取締役3名を含む5名で構成されており、取締役会への出席のほか、監査等委員会の定期的な開催や、稟議書等の常時閲覧、内部監査部門との会合等を通じて、監査の実効性の向上を図っております。監査等委員会の職務を補助するための体制については、「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査基準」に定めて明確化しております。

コンプライアンス及びリスク管理

当社グループでは、基幹システムやグループウェア等ITの活用により、グループ内における会計システムを共通化しリスクの低減及び効率化を図るとともに、社内規程・各種マニュアル等の共有やコンプライアンスに関する周知・教育を行っております。

また、内部通報の仕組みを「公益通報者保護規程」として定め、コンプライアンス上重大な事実またはその疑いについて、通常の職制ルートを介さずに報告できる体制、及びその通報者を不利益取扱から守るための体制を整備しており、定期的に制度の周知も実施しております。

なお、内部監査、内部統制評価または内部通報等により重大なリスクが顕在化した場合は、「危機管理マニュアル」に従い社長を本部長とする危機管理本部を立ち上げ、その指揮の下迅速な対応を行うこととしております。

反社会的勢力への対応については、当社グループとしての基本方針及び「反社会的勢力排除規程」を取締役会にて制定するとともに、「反社会的勢力対応マニュアル」等の提供や、すべての役職員から「反社会的勢力との関係がないことの確約書」の提出を受けるなど、反社会的勢力との関係遮断のための取り組みを行っております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要政策として位置づけており、併せて安定的な経営基盤の確保に努めるための積極的な設備投資と会社の競争力の維持強化を行うための内部留保を考慮し、利益配当金を中心として業績に裏付けされた成果の配分を行うことを基本方針としております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、当期の業績及び今後の経済環境等を勘案し、1株当たり40円(うち中間配当金20円)としております。

また、内部留保につきましては、財務体質強化のための借入金の圧縮や競争力強化のための販売設備への投資に備えるとともに、株主への安定的な配当に寄与するよう努めてまいり所存であります。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,935,477	流動負債	12,497,764
現金及び預金	4,206,647	支払手形及び買掛金	3,257,955
受取手形	513,842	短期借入金	4,620,000
売掛金	5,700,341	1年内返済予定の長期借入金	2,522,969
商品及び製品	2,979,069	リース債務	3,285
仕掛品	3,560	未払金	840,616
原材料及び貯蔵品	14,630	未払費用	173,771
前払費用	77,891	未払法人税等	338,085
その他の	448,688	未払消費税等	180,397
貸倒引当金	△9,193	賞与引当金	325,630
		その他の	235,053
固定資産	22,113,669	固定負債	6,121,799
有形固定資産	16,947,004	長期借入金	4,245,000
建物及び構築物	4,218,910	リース債務	4,109
機械装置及び運搬具	856,272	役員退職慰労引当金	759,620
工具、器具及び備品	336,189	資産除去債務	296,370
土地	11,401,425	その他の	816,699
リース資産	6,186		
建設仮勘定	128,017		
無形固定資産	326,912	負債合計	18,619,564
投資その他の資産	4,839,752	(純資産の部)	
投資有価証券	2,585,714	株主資本	16,492,628
長期貸付金	2,058	資本金	1,690,899
長期前払費用	53,251	資本剰余金	1,646,600
退職給付に係る資産	619,981	利益剰余金	13,738,031
繰延税金資産	143,075	自己株式	△582,903
差入保証金	914,205	その他の包括利益累計額	638,458
その他の	700,421	その他有価証券評価差額金	583,103
貸倒引当金	△178,956	退職給付に係る調整累計額	55,354
		非支配株主持分	298,494
資産合計	36,049,146	純資産合計	17,429,581
		負債及び純資産合計	36,049,146

連結損益計算書

[自 2021年4月1日]
[至 2022年3月31日]

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		61,266,804
売上原価		49,218,978
売上総利益		12,047,826
販売費及び一般管理費		11,120,056
営業利益		927,769
営業外収益		605,664
受取利息	2,475	
受取配当金	96,610	
仕入割引	60,623	
受取賃料	156,970	
受取手数料	58,699	
その他	230,285	
営業外費用		150,415
支払利息	49,893	
売上割引	1,572	
固定資産除却損	38,955	
その他	45,249	
その他	14,745	
経常利益		1,383,018
特別利益		4,592
固定資産売却益	4,592	
特別損失		543,863
減損損失	543,863	
税金等調整前当期純利益		843,747
法人税、住民税及び事業税	434,060	
法人税等調整額	△92,704	341,355
当期純利益		502,392
非支配株主に帰属する当期純利益		17,204
親会社株主に帰属する当期純利益		485,187

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	1,690,899	1,646,600	13,506,877	△552,815	16,291,562
会計方針の変更による 累積的影響額			6,256		6,256
会計方針の変更を反映 した当期首残高	1,690,899	1,646,600	13,513,133	△552,815	16,297,818
当期変動額					
剰余金の配当			△260,289		△260,289
親会社株主に帰属する 当期純利益			485,187		485,187
自己株式の取得				△30,088	△30,088
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	224,898	△30,088	194,810
当期末残高	1,690,899	1,646,600	13,738,031	△582,903	16,492,628

	その他の包括利益累計額			非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	806,821	74,650	881,471	287,667	17,460,701
会計方針の変更による 累積的影響額					6,256
会計方針の変更を反映 した当期首残高	806,821	74,650	881,471	287,667	17,466,957
当期変動額					
剰余金の配当					△260,289
親会社株主に帰属する 当期純利益					485,187
自己株式の取得					△30,088
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△223,717	△19,295	△243,013	10,827	△232,186
当期変動額合計	△223,717	△19,295	△243,013	10,827	△37,375
当期末残高	583,103	55,354	638,458	298,494	17,429,581

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 6社
- ・主要な連結子会社の名称 南九州トーヨータイヤ(株)

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用している関連会社はありません。なお、関連会社である(株)ダイリン広告については、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち北薩ガス(株)他1社の決算日は、2月末日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- | | |
|------------------|---|
| 市場価格のない株式等以外のもの… | 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。） |
| 市場価格のない株式等…………… | 移動平均法による原価法 |

(5) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| 商品及び製品、仕掛品、原材料… | 月別総平均法 |
| | ただし、以下のものは除く |
| | 書籍・CD類… 売価還元法 |
| | 自動車、販売用不動産、未成工事支出金… 個別法 |
| 貯蔵品…………… | 最終仕入原価法 |

(6) 固定資産の減価償却の方法

- ① リース資産以外の有形固定資産…………… 定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物 | 2～57年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2～22年 |
- ② リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 無形固定資産
ソフトウェア…………… 社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法
その他の無形固定資産…………… 定額法
- ④ 長期前払費用…………… 定額法

(7) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金…………… 従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金…………… 当社の役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

(9) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① エネルギー

エネルギーにおいては、主に石油・ガス関連商品の販売を行っております。このような商品の販売については、商品を顧客に引き渡した時点または顧客が検収した時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、ガスの収益につきましては、検針日以降から決算日までの期間に生じた収益を見積って会計期間に応じた収益を認識しております。

② ライフスタイル

ライフスタイルにおいては、書籍、自動車、タイヤ及び住宅の販売、複合商業施設の運営等を行っております。このような商品の販売については、商品を顧客に引き渡した時点または顧客が検収した時点で収益を認識しております。

③ フード&ビバレッジ

フード&ビバレッジにおいては、ケンタッキーフライドチキン等の販売を行っております。このような商品の販売については、商品を顧客に引き渡した時点または顧客が検収した時点で収益を認識しております。

(10) のれんの償却方法及び償却期間

5年間で均等償却しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる主な変更点は、エネルギー関係の収益につきましては、従来は、第三者のために回収する間接税を含めた総額で収益を認識しておりましたが、間接税を除いた金額で収益を認識することとしております。また、ガスの収益につきましては、従来は、検針日基準に基づき収益を認識しておりましたが、検針日以降から決算日までの期間に生じた収益を見積って会計期間に応じた収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表は、利益剰余金が6,256千円増加しております。当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は3,347,386千円減少し、売上原価は3,270,343千円減少し、販売費及び一般管理費も91,062千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ14,019千円増加しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は6,256千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

2. 会計上の見積りに関する注記

有形固定資産への減損会計の適用

(1) 連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 16,947,004千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、有形固定資産についてグルーピングを行っており、それぞれの資産グループに関し、収益性の低下により、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には減損損失を計上しております。資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としており、正味売却価額は、固定資産税評価額等をもとに、また、使用価値は、見積った将来キャッシュ・フローを一定の割引率で割り引くことで算定しております。なお、将来キャッシュ・フローの見積り及び割引率についてはそれぞれ一定の仮定を置いておりますが、これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しており、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があります。従って、仮に見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	1,884,410千円
土地	6,120,230千円
投資有価証券	93,111千円
計	8,097,752千円

② 担保に係る債務

支払手形及び買掛金	338,045千円
短期借入金	2,540,311千円
長期借入金	5,640,757千円
(1年内返済予定の長期借入金を含む)	
計	8,519,114千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 14,902,386千円

4. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所
事業用資産	建物及び構築物 土地 その他	鹿児島県(6件) 熊本県(1件)

当社グループは、事業用資産は店舗ごとに、賃貸資産及び遊休資産は物件ごとにグルーピングしております。ただし、「エネルギー」セグメントのガス部門については、販売エリアごとにグルーピングしております。

回収可能価額の著しい下落と収益性の低下により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失543,863千円として特別損失に計上しております。

その内訳は、事業用資産543,863千円(建物及び構築物182,431千円、土地95,987千円、その他265,443千円)であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としております。正味売却価額は、固定資産税評価額等をもとに算定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローを3.5%で割り引いて算定しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 6,100,503株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	144,698	25	2021年3月31日	2021年6月25日
2021年11月11日 取締役会	普通株式	115,590	20	2021年9月30日	2021年12月6日
計		260,289			

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	115,422	20	2022年3月31日	2022年6月24日

6. 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、短期的な運転資金や設備投資に必要な資金は主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は、仕入先との取引契約に基づく買掛金の前払いによる運用や元本が保証されリスクを伴わない金融商品等による運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。差入保証金は、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、短期的な運転資金や設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、原則5年以内であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、与信限度管理を行い財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。差入保証金については、定期的に差入先の財務状況の把握や残高の確認を行っております。また、連結子会社についても、当社の販売管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金の金利変動リスクについては、金利動向を随時把握し適切に管理しております。

投資有価証券については、定期的に時価や財務状況等をそれぞれ把握し、取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経理部が適時に資金繰計画を作成することにより管理しております。また、連結子会社につきましても、当社の経理部が指導を行い適時に資金繰計画を作成し管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当連結会計年度（2022年3月31日）

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券 其他有価証券	1,957,114	1,957,114	—
(2) 差入保証金	914,205	904,409	△9,796
資産計	2,871,319	2,861,523	△9,796
(1) 長期借入金	6,767,969	6,771,427	3,458
負債計	6,767,969	6,771,427	3,458

(※1) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (千円)
非上場株式	628,600

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度 (2022年3月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,957,114	—	—	1,957,114
資産計	1,957,114	—	—	1,957,114

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度 (2022年3月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	904,409	—	904,409
資産計	—	904,409	—	904,409
長期借入金	—	6,771,427	—	6,771,427
負債計	—	6,771,427	—	6,771,427

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを差入先の信用状態を反映した割引率で契約期間にわたり割引計算したものを時価としており、レベル2の時価に分類しております。敷金については、無リスクの利子率で契約期間または当該物件に存在する償却資産の残存耐用年数のいずれか長い期間で割引計算したものを時価としており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、上記表には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、鹿児島県において、賃貸複合商業施設等を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時 価
5,417,786	6,320,406

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主に社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

8. 収益認識に関する注記

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			合計
	エネルギー	ライフスタイル	フード&ビバレッジ	
石油	31,079,830	—	—	31,079,830
ガス	16,022,625	—	—	16,022,625
ライフスタイル	—	7,228,128	—	7,228,128
フード&ビバレッジ	—	—	6,268,490	6,268,490
その他	42,827	—	—	42,827
顧客との契約から生じる収益	47,145,284	7,228,128	6,268,490	60,641,903
その他の収益	—	624,901	—	624,901
外部顧客への売上高	47,145,284	7,853,030	6,268,490	61,266,804

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(9) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,968円41銭
1株当たり当期純利益	83円95銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、株式会社石井商店の株式を取得して子会社化することを決議いたしました。また、2022年5月25日付で株式を取得したことにより子会社化いたしました。なお、株式会社石井商店を子会社化したことに伴い、同社の子会社であります株式会社エスジー宮崎が当社の孫会社となっております。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社石井商店
事業の内容	L P ガス及び器具の販売等

② 企業結合を行った主な理由

当社グループは、エネルギー、ライフスタイル、フード&ビバレッジの3つの事業領域を中心にお客様の暮らしに必要なサービス、商品を提供しております。

株式会社石井商店は宮崎県を中心にL P ガス及び器具の販売等を行っております。株式会社石井商店が持つ宮崎県内での販売網と情報を共有することによりエネルギー事業の宮崎県内での事業拡大を図れること等、当社グループの成長及び企業価値の向上を見込めることから同社の株式を取得することといたしました。

③ 企業結合日

2022年5月25日

④ 企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 結合後企業の名称

結合後の企業の名称に変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

当事者間の合意により非開示とさせていただきます。

(3) 取得資金の調達

自己資金及び借入金による調達で充当いたします。

(記載金額の表示については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,342,419	流動負債	12,446,692
現金及び預金	4,059,466	買掛金	3,100,601
受取手形	443,176	短期借入金	4,470,000
商品及び製品	5,470,246	1年内返済予定の長期借入金	2,520,014
仕掛品	2,831,715	リース負債	3,285
原材料及び貯蔵品	3,560	未払金	851,189
前払費用	14,630	未払費用	171,189
その他金	75,305	未払法人税等	318,395
貸倒引当金	453,267	未払消費税等	155,881
	△8,950	賞与引当金	439,901
		その他	271,000
固定資産	21,985,848	固定負債	6,119,999
有形固定資産	16,863,220	長期借入金	4,245,000
建物	3,124,061	リース負債	4,109
構築物	1,106,183	役員退職慰労引当金	759,620
機械及び装置	740,350	資産除去債	296,370
車両運搬具	117,248	その他	814,899
工具、器具及び備品	331,349		
土地	11,325,806		
リース資産	6,186		
建設仮勘定	112,033		
無形固定資産	325,236	負債合計	18,566,692
のれん	105,386	(純資産の部)	
ソフトウェア	177,489	株主資本	16,178,471
その他	42,360	資本剰余金	1,690,899
		資本剰余金	1,646,341
投資その他の資産	4,797,391	資本準備金	1,646,341
投資有価証券	2,585,629	利益剰余金	13,424,134
関係会社株	124,239	利益準備金	116,139
長期貸付金	2,058	その他利益剰余金	13,307,994
破産更生債権	135,773	特別償却準備金	5,227
長期前払費用	53,251	別途積立金	6,309,403
前払年金費用	505,193	繰越利益剰余金	6,993,363
繰延税金資産	155,520	自己株式	△582,903
入保の証	907,682		
貸倒引当金	501,084	評価・換算差額等	583,103
	△173,042	その他有価証券評価差額金	583,103
資産合計	35,328,268	純資産合計	16,761,575
		負債及び純資産合計	35,328,268

損益計算書

[自 2021年4月1日]
[至 2022年3月31日]

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	59,211,402
売上原価	47,627,363
売上総利益	11,584,038
販売費及び一般管理費	10,722,019
営業利益	862,018
営業外収益	607,250
受取利息	2,469
受取配当金	103,345
受取賃貸料	168,147
雑収入	333,286
営業外費用	146,357
支払利息	50,757
賃貸費用	39,928
雑損失	55,671
経常利益	1,322,911
特別利益	3,961
固定資産売却益	3,961
特別損失	543,863
減損損失	543,863
税引前当期純利益	783,009
法人税、住民税及び事業税	408,704
法人税等調整額	△92,857
当期純利益	467,162

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計
				特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
当期首残高	1,690,899	1,646,341	1,646,341	116,139	11,209	6,309,403	6,774,250	13,211,003
会計方針の変更による累積的影響額							6,256	6,256
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,690,899	1,646,341	1,646,341	116,139	11,209	6,309,403	6,780,507	13,217,260
当期変動額								
特別償却準備金の取崩					△5,982		5,982	—
剰余金の配当							△260,289	△260,289
当期純利益							467,162	467,162
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	△5,982	—	212,855	206,873
当期末残高	1,690,899	1,646,341	1,646,341	116,139	5,227	6,309,403	6,993,363	13,424,134

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△552,815	15,995,429	806,821	806,821	16,802,251
会計方針の変更による累積的影響額		6,256			6,256
会計方針の変更を反映した当期首残高	△552,815	16,001,685	806,821	806,821	16,808,507
当期変動額					
特別償却準備金の取崩		—			—
剰余金の配当		△260,289			△260,289
当期純利益		467,162			467,162
自己株式の取得	△30,088	△30,088			△30,088
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△223,717	△223,717	△223,717
当期変動額合計	△30,088	176,785	△223,717	△223,717	△46,932
当期末残高	△582,903	16,178,471	583,103	583,103	16,761,575

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…………… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの… 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品、仕掛品、原材料… 月別総平均法

ただし、以下のものは除く

書籍・CD類… 売価還元法

自動車、販売用不動産、未成工事支出金… 個別法

貯蔵品…………… 最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① リース資産以外の有形固定資産…………… 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物…………… 2～50年

構築物…………… 2～57年

機械及び装置…………… 2～22年

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 無形固定資産

ソフトウェア…………… 社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他の無形固定資産…………… 定額法

④ 長期前払費用…………… 定額法

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金…………… 従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を発生翌事業年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。
- ④ 役員退職慰労引当金…………… 当社の役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- ① エネルギー
エネルギーにおいては、主に石油・ガス関連商品の販売を行っております。このような商品の販売については、商品を顧客に引き渡した時点または顧客が検収した時点で収益を認識しております。
なお、商品の販売のうち、ガスの収益につきましては、検針日以降から決算日までの期間に生じた収益を見積って会計期間に応じた収益を認識しております。
- ② ライフスタイル
ライフスタイルにおいては、書籍、自動車、タイヤ及び住宅の販売、複合商業施設の運営等を行っております。このような商品の販売については、商品を顧客に引き渡した時点または顧客が検収した時点で収益を認識しております。

③ フード&ビバレッジ

フード&ビバレッジにおいては、ケンタッキーフライドチキン等の販売を行っております。このような商品の販売については、商品を顧客に引き渡した時点または顧客が検収した時点で収益を認識しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる主な変更点は、エネルギー関係の収益につきましては、従来は、第三者のために回収する間接税を含めた総額で収益を認識しておりましたが、間接税を除いた金額で収益を認識することとしております。また、ガスの収益につきましては、従来は、検針日基準に基づき収益を認識しておりましたが、検針日以降から決算日までの期間に生じた収益を見積って会計期間に応じた収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、利益剰余金が6,256千円増加しております。当事業年度の損益計算書は、売上高は3,347,386千円減少し、売上原価は3,270,343千円減少し、販売費及び一般管理費も91,062千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ14,019千円増加しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は6,256千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

2. 会計上の見積りに関する注記

有形固定資産への減損会計の適用

(1) 計算書類に計上した金額

有形固定資産 16,863,220千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類 連結注記表（会計上の見積りに関する注記）をご参照ください。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建	物	1,878,009千円
土	地	6,092,077千円
投 資 有 価 証 券		93,111千円
計		8,063,198千円

② 担保に係る債務

買	掛	金	338,045千円
短 期	借 入	金	2,540,311千円
長 期	借 入	金	5,638,700千円
(1年内返済予定の長期借入金を含む)			
計			8,517,057千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 14,984,580千円

(3) 保証債務

下記の金融機関借入金について保証を行っております。

南九州トーヨータイヤ(株) 100,000千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	40,644千円	長期金銭債権	375,000千円
② 短期金銭債務	428,075千円		

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

① 営業取引高							
売 上 高	254,737千円	仕 入 高	92,025千円				
運 搬 費	403,822千円	修 繕 費	35,242千円				
そ の 他	170,287千円						
② 営業取引以外の取引高							
資 産 購 入 高	70,451千円	そ の 他	29,788千円				

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
 普通株式 329,369株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、減損損失、役員退職慰労引当金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金、前払年金費用等であります。(評価性引当額は、872,096千円であります。)

7. 収益認識に関する注記

連結計算書類 連結注記表(収益認識に関する注記)をご参照ください。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
その他の 関係会社	三角開発(株)	(被所有) 直接 25.8%	石油・ガス関 連商品の販売 広告の契約 役員の兼任	商品の販売	18,792	売掛金	2,088
				広告宣伝費	12,136	—	—

- (注) 1. 取引ないし取引条件の決定方針等
 営業取引については、一般取引条件と同様に決定しております。
2. 当事業年度末において、三角開発(株)の発行するゴルフ会員権を375,000千円所有しております。
3. 三角開発(株)は当社の取締役である三角 皓三郎、代表取締役である岡 恒憲及びその近親者で議決権の過半数を所有している会社であり、「役員及び個人主要株主等」に該当する会社であります。

(2) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主 (法人)が 議決権の 過半数を 所有して いる会社	ENEOS(株) (ENEOSホ ールディングス 株の子会社)	—	石油関連商品 の購入	商品の購入	26,118,953	買掛金	218,045
				利息の受取	1,971	未収収益	1,971
	—	—	差入保証金	349,658			
	ENEOSグロ ープ(株) (ENEOSホ ールディングス 株の子会社)	—	ガス関連商品 の購入	商品の購入	3,270,727	買掛金	519,615

- (注) 1. 取引ないし取引条件の決定方針等
営業取引については、一般取引条件と同様に決定しております。
2. ENEOS(株)及びENEOSグループ(株)の買掛金に対して担保を提供しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,904円38銭
1株当たり当期純利益	80円83銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

連結計算書類「連結注記表 10. 重要な後発事象に関する注記」に記載した内容と同一であります。

(記載金額の表示については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

株式会社 M i s u m i
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 増 村 正 之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 城 戸 昭 博
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社M i s u m iの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社M i s u m i及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

株式会社 M i s u m i
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 増 村 正 之
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 城 戸 昭 博
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社M i s u m iの2021年4月1日から2022年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第66期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしましたので、その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月30日

株式会社 M i s u m i 監査等委員会

監査等委員	(常勤)	濱 島 健 一	Ⓔ
監査等委員	(常勤)	末 吉 茂 樹	Ⓔ
監査等委員		山 口 亮	Ⓔ
監査等委員		神 川 洋 一	Ⓔ
監査等委員		東 清三郎	Ⓔ

(注) 監査等委員山口 亮、神川洋一及び東清三郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第66期の期末配当につきましては、当期の業績その他諸般の状況を勘案しまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たりの配当金を20円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、115,422,680円となります。

また、当期は1株当たり20円の間配当金を既にお支払いいたしておりますので、これを合わせた年間配当金は1株当たり40円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 株主総会の招集に係る変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 株主総会及び取締役会の運営に係る変更

株主総会及び取締役会の運営について、経営体制に応じて柔軟な対応を可能とするため、現行定款第13条に定める株主総会の招集権者及び議長に関する規定と、現行定款第28条に定める取締役会の招集権者及び議長に関する規定の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(1) 株主総会の招集に係る変更

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>< 新 設 ></p>	<p>< 削 除 ></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>< 新 設 ></p>	<p>(附則) 第2条 <u>定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> 3. <u>本附則第2条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

(2) 株主総会及び取締役会の運営に係る変更

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第28条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長もしくは取締役社長</u>が招集し、議長となる。<u>両者</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>2. (省略)</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>代表取締役</u>が招集し、その議長となる。<u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第28条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集し、議長となる。<u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社の現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名は、本総会終結のときをもって全員任期満了となります。つきましては、改めて取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関して、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名・生年月日・現職	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	み すみ こうざぶろう 三 角 皓三郎 1934年12月13日生 当社取締役会長 再任	1959年 2月 当社 常務取締役 1975年 3月 当社 専務取締役 1978年 3月 当社 代表取締役専務取締役 1988年 3月 当社 代表取締役副社長 1990年 3月 当社 代表取締役社長 三角開発株式会社 代表取締役社長（現任） 2009年 6月 当社 代表取締役会長 2021年 6月 当社 取締役会長（現任） 所有する当社株式数 120,400株
2	おか つね のり 岡 恒 憲 1955年 1月24日生 当社代表取締役 グループCEO 再任	2001年 4月 当社 入社 当社 鹿児島支店長 2001年 6月 当社 取締役鹿児島支店長 2001年 9月 当社 取締役サポート本部長 2006年 7月 当社 代表取締役専務取締役 2009年 6月 当社 代表取締役社長 2022年 4月 当社 代表取締役グループCEO（現任） 所有する当社株式数 31,441株

候補者番号	氏名・生年月日・現職	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
3	ひら た けい すけ 平 田 慶 介 1961年11月10日生 当社代表取締役社長 再任	1986年 4月	三菱石油株式会社（現ENEOS株式会社） 入社
		2003年 4月	新日本石油株式会社（現ENEOS株式会社） 東北支店 業務グループマネジャー
		2010年 7月	JX日鉱日石エネルギー株式会社（現ENEOS株式会社）中部支店 副支店長
		2014年 4月	JX日鉱日石エネルギー株式会社（現ENEOS株式会社）東北支店長
		2017年 4月	JXTGエネルギー株式会社（現ENEOS株式会社）執行役員産業エネルギー部長
		2020年 4月	当社 入社 当社 専務執行役員サポート本部長
		2020年 6月	当社 取締役専務執行役員サポート本部長
		2021年 6月	当社 取締役専務執行役員第一事業本部長
		2022年 4月	当社 代表取締役社長（現任）
			所有する当社株式数 422株
4	うえ むら しゅんいちろう 上 村 俊 一 郎 1960年 2月23日生 当社取締役常務執行役員 第一事業本部長 再任	1983年 4月	当社 入社
		2006年 2月	当社 外食事業部長
		2007年 6月	当社 取締役外食事業部長
		2009年 9月	当社 取締役SS事業部長
		2012年 4月	当社 取締役執行役員SS事業部長
		2015年 4月	当社 取締役（現任） 南九州トーヨータイヤ株式会社 副社長 南九州トーヨータイヤ株式会社 取締役副社長
		2015年 6月	南九州トーヨータイヤ株式会社 代表取締役社長
		2016年 3月	南九州トーヨータイヤ株式会社 代表取締役社長
2022年 4月	当社 取締役常務執行役員第一事業本部長 （現任）		
	所有する当社株式数 2,501株		

候補者番号	氏名・生年月日・現職	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
5	まと ば かつ ひこ 的 場 勝 彦 1961年11月8日生 当社常務執行役員 第二事業本部長	1984年4月 2013年4月 2015年4月 2018年4月 2021年4月 2022年4月	当社 入社 当社 カルチャー事業部長 当社 鹿児島支店長 当社 都城支店長 当社 執行役員都城支店長 当社 常務執行役員第二事業本部長（現任）
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div>	所有する当社株式数 1,200株	

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

当社の現在の監査等委員である取締役濱島健一氏及び山口亮氏は、本総会終結のときをもって辞任されますので、改めて監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものです。

今田和孝氏は濱島健一氏の補欠として、宮澤章氏は山口亮氏の補欠としてそれぞれ選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとなります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。また、監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名・生年月日・現職	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	いま だ かず たか 今 田 和 孝 1961年3月4日生 当社サポート本部顧問 新任	1994年2月 当社 入社 2013年4月 当社 経理部長 2015年4月 当社 サポート本部長兼経理部長 2017年4月 当社 執行役員サポート本部長兼経理部長 2020年4月 当社 執行役員サポート副本部長兼経理部長 2021年6月 当社 執行役員サポート本部長兼経理部長 2022年4月 当社 サポート本部顧問 (現任) 所有する当社株式数 600株
2	みや ざわ あきら 宮 澤 章 1965年9月6日生 新任	1990年4月 三菱石油株式会社 (現ENEOS株式会社) 入社 2016年4月 JXホールディングス株式会社 (現ENEOSホールディングス株式会社) 企画2部長 2017年4月 JXTGホールディングス株式会社 (現ENEOSホールディングス株式会社) 事業企画部長 2018年4月 JXTGエネルギー株式会社 (現ENEOS株式会社) 堺製油所長 2020年6月 ENEOS株式会社 執行役員製造部長 2021年4月 ENEOS株式会社 執行役員大分製油所長 2022年4月 ENEOS喜入基地株式会社 代表取締役社長 (現任) 所有する当社株式数 0株

- (注) 1. 宮澤章氏はENEOS喜入基地株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社との間に商品販売等の取引があります。
2. 宮澤章氏は社外取締役候補者であります。エネルギー分野を中心とした実務経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため社外取締役として選任をお願いするものであり、独立した立場による経営全般の監督や、それぞれの経験や見識に基づく助言等を期待するものであります。

第5号議案 退任取締役の退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、任期満了により退任されます取締役神野直也氏、並びに辞任により退任されます監査等委員である取締役濱島健一氏及び山口亮氏に対しまして、それぞれの在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、具体的金額、支払の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議にご一任いただきたいと思います。

なお、退職慰労金の贈呈を相当とする理由は、退任取締役に関しては当社の業績及び企業価値の向上に尽力したため、退任監査等委員である取締役両氏に関しては当社経営に対する適切な監査、監督活動に尽力したためであり、その額は当社役員退職慰労金規程に定める基準により役位、在任年数等に応じて算定するものであります。

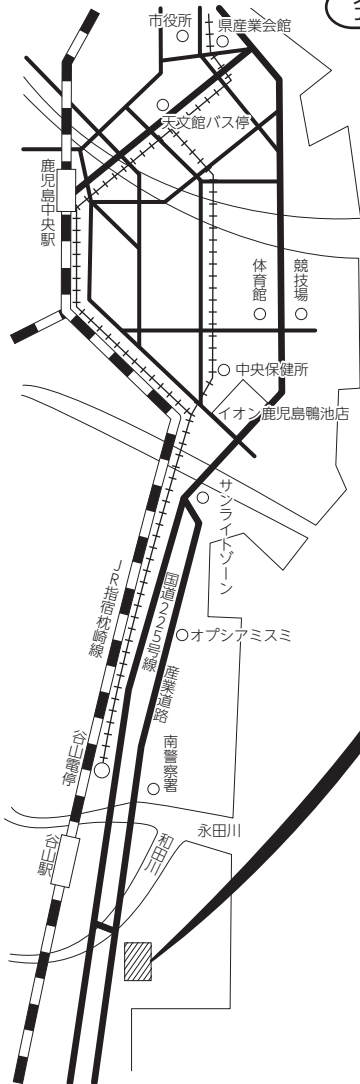
退任取締役各氏の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
かみのなおや 神野直也	2002年6月 当社 取締役（現任）
はましまけんいち 濱島健一	2015年6月 当社 取締役（監査等委員）（現任）
やまぐちまこと 山口 亮	2018年6月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）

(注) 濱島健一氏の略歴は、本議案の対象となる監査等委員である取締役在任期間に対するものです。

以上

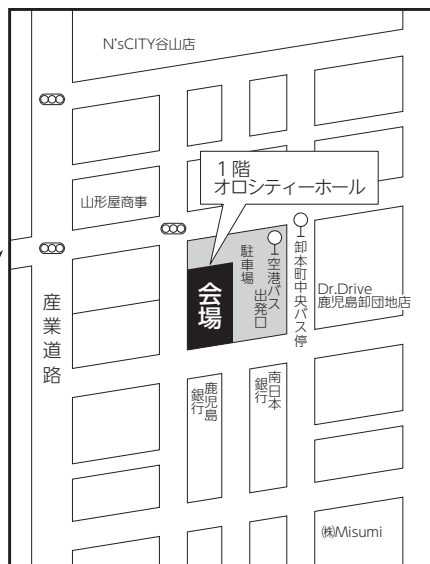
会場のご案内



交通のご案内

- 鹿児島空港よりバスで約60分
- 鹿児島中央駅より車で約20分
- 天文館バス停より車で約30分

会場周辺拡大図



住所：鹿児島市卸本町6番地12
 名称：鹿児島総合卸商業団地協同組合会館
 会場：1階 オロシティーホール



この印刷物は、環境にやさしい
 植物油インクを使用しています。
 printed with vegetable oil ink



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。